

議案第五十号

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年九月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

港区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「維持していた遺族」の下に「（兄弟姉妹を除く。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

第七条中「弔慰金」を「災害弔慰金」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（権利の譲渡等の禁止）

第七条の二 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第十一条中「及び第八条」を「から第八条まで」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区災害弔慰金の支給等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第四条第一項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害により死亡した区民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

3 改正後の条例第七条の二（第十一条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

（説 明）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十六号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百号）の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。